

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から40年3月まで  
② 昭和48年7月から同年9月まで  
③ 昭和51年1月から同年3月まで  
④ 昭和52年1月から53年3月まで

申立期間については、妻がA銀行又はB銀行のC支店の窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付していた。保険料を納付したことを証明する資料は無いが、前記期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後は納付済みである上、その前後を通じて申立人の生活状況等に大きな変化は認められない。

また、D市区町村が保管する被保険者名簿及び検認票等において、納付年月日が確認できる昭和46年4月から平成元年6月までの期間については、申立人夫婦の納付日がおおむね同一であることが確認できる上、申立期間前後の昭和47年4月から48年6月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間は、いずれも3か月単位で保険料を納付していることも確認でき、夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたとする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、D市区町村への照会結果等により、申立人の妻が保険料を納付したとするA銀行又はB銀行が、申立期間当時、国民年金保険料の指定納付場所であったことが確認できる。

加えて、申立人の妻の年金記録を見ると、申立期間については納付済みとなっている。

2 一方、申立期間①、③及び④については、D市区町村が保管する被保険者名簿及び検認票等によると、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も同期間が未納となっている上、申立期間の前後の期間は、いずれも9か月以上の期間を一括納付したことを示す記録が確認できることから、夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付してきたとする申立人の主張と矛盾する。

また、D市区町村への照会結果によると、同市区町村が納付書方式を採用したのは、昭和47年4月であるとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号は38年2月以降に払い出されたものと推認できることから、36年4月から金融機関を通じて国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び52年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から40年3月まで  
② 昭和51年1月から同年3月まで  
③ 昭和52年1月から53年3月まで

申立期間については、私がA銀行又はB銀行のC支店の窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付していた。保険料を納付したことを証明する資料は無いが、前記期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、D市区町村が保管する被保険者名簿及び検認票等によると、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も同期間が未納となっている上、申立期間の前後の期間は、いずれも9か月以上の期間を一括納付したことを示す記録が確認できることから、夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付してきたとする申立人の主張と矛盾する。

また、D市区町村への照会結果によると、同市区町村が納付書方式を採用したのは、昭和47年4月であるとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号は38年2月以降に払い出されたものと推認できることから、36年4月から金融機関を通じて国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は、大学に進学するため、昭和44年4月にA市区町村の実家（親元）を離れ、B市区町村へ引っ越しをした。大学を中退して、昭和47年3月にA市区町村の実家へ戻るまで、B市区町村に居住していたが、申立期間の保険料については、両親が納付してくれていたと母親から聞いたことがある。

未加入（未納）とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、父母とも既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の供述内容から、申立人は申立期間において、A市区町村又はB市区町村のいずれかに住民登録していたと考えられるが、両市区町村において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、A市区町村においては、同市区町村に保管されているC地区収納台帳に申立人の母親の氏名は記載されているものの、申立人の氏名は記載されておらず、ほかに申立期間の保険料を申立人の両親が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月8日から63年2月6日まで

申立期間については、船員職業安定所の紹介で、A社の所有するB丸に一等機関士として乗り組んでいた。私が現在所持している船員手帳には、船長がC氏であったことや、申立期間に係る船舶への雇入れの記録も記載されているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が、申立期間について、A社が所有するB丸に乗り組んでいたことは確認できる。

しかし、当該手帳の「船員保険関係」欄に、申立期間に係る船員保険の資格得喪、標準報酬月額等に関する記載が無く、当該手帳により申立人が申立期間について船員保険に加入していた事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する船舶所有者別被保険者名簿によると、A社は昭和62年9月に適用事業所ではなくなっており、申立期間には、船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立期間当時、B丸の船長であったとするC氏についても、申立期間に係る船員保険被保険者記録は確認できない。

加えて、当時の事業主は既に死亡している上、申立人は一緒にB丸に乗り組んでいた同僚を記憶していないため供述を得ることができず、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月16日から47年5月26日まで  
平成11年7月ころ、社会保険事務所に対し、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

結婚前に勤務した会社における厚生年金保険被保険者期間は、結婚後に夫と相談した上で脱退手当金を受給したが、申立事業所における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を請求したことも受給したことも無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和47年9月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案204

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から同年7月まで  
② 昭和43年7月から44年2月まで

私は、昭和43年3月にA社に就職し、B県へ野菜を運送していた（申立期間①）。その後、昭和43年7月ころに同社を退社しC社へ就職し、44年2月まで同社の経営する喫茶店でバーテンダーとして働いていた（申立期間②）。

いずれの会社でも厚生年金証書や健康保険証をもらった記憶があり、給与から保険料が控除されていたと思うので、厚生年金の被保険者期間と認めて年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①については、当時の同僚の証言から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届控において、昭和43年内に資格取得した者の中に申立人の氏名が確認できない上、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る被保険者原票によれば、42年12月27日から43年8月1日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名は無く、欠番も無い。

また、当時の同僚から申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、「入社後しばらくの間は厚生年金保険には加入していなかった。」との供述があるなど、当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

2 C社に係る申立期間②については、当時の同僚の証言から、申立人が申立事業所経営の喫茶店に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、C社社員は系列会社のD社において厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認できるが、社会保険事務所が保管するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和42年9月29日から44年3月6日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名は無く、欠番も無い上、申立人が記憶する、喫茶店で一緒に働いていたとする同僚二人のうち一人の氏名も確認できない。

また、申立事業所は既に廃業しており、当時の人事記録等関連資料が確認できない上、当時の事業主及び給与等関係事務をすべて行っていたとされる事業主の妻も既に死亡しているため、当時の取扱い等に関する供述を得ることができず、さらに、当時の同僚から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得られない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月3日から48年1月11日まで  
申立期間については、A社に雇用されており、B国発C着の船「D号」（E船籍）で甲板員として働いていた。  
申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の乗船履歴等資料により、申立人が申立期間において、申立てどおり、E船籍のD号に乗船していたことが確認できる。

しかし、船員保険法等では、船員保険の被保険者については、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り込む船長及び海員並びに予備船員とする旨規定されており、D号は外国船籍の船舶である上、日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶にも該当しない。

また、A社によれば、「申立期間当時、船員が外国籍船に乗る場合、船員保険が喪失するので国民年金・健康保険へ加入するよう周知が行われており、申立人の申立期間に係る船員保険の資格取得届出や保険料の控除等は行っていない。」と説明している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、船員保険の被保険者であったことを認めることはできない。